令和７年８月　第６回小川町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和７年　８月　２５日（月）
開催場所	小川町民会館（リリックおがわ）　会議室１・２
開催時刻宣告者	~~午前~~・午後　１　時　３３　分　小川町農業委員会長
閉会時刻宣告者	~~午前~~・午後　２　時　５　分　小川町農業委員会長

議長	山田　富子（会長）

	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
農業委員	1	田口　英夫	出席　~~欠席~~	8	根岸　孝雄	~~出席~~　欠席
	2	関口　豊	出席　~~欠席~~	9	笠原　敏夫	出席　~~欠席~~
	3	中野　勝	出席　~~欠席~~	10	横田智恵美	出席　~~欠席~~
	4	落合　治安	出席　~~欠席~~	11	田中　正之	出席　~~欠席~~
	5	有井　佑希	出席　~~欠席~~	(12)	長谷部良司	出席　~~欠席~~
	6	森　　功一	出席　~~欠席~~	(13) 副会長	永田　宏	出席　~~欠席~~
	7	島田　一	出席　~~欠席~~	14 会長	山田　富子	出席　~~欠席~~
	出席委員	１３名		欠席委員	１名	

農地利用最適化推進委員法第29条により出席した	担当地区	氏名	摘要	担当地区	氏名	摘要
	小川	田中　宗夫		竹沢	尾上　一記	
		根岸　修一			青木善太郎	
	大河	岡本　幸教		八和田	栗原　幸二	
		塚越　雄一			水上　豊	
					横瀬雄一郎	
	出席委員	９名				

議事参与者	氏名	摘要	総会書記	氏名	摘要
				奥田　賢一	事務局長
				安藤　朋男	次長
				櫻井　翔太	主事

議案日程

議事録署名委員の指名

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について

議案第２号　農地法第４条第１項の規定による許可申請について

報告第１号　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について

第６回定期総会議事録

議長	定刻になりましたので、ただいまより令和７年８月第６回総会を開会いたします。 開会時間は午後１時３３分です。 なお、本日の会議において、農業委員会等に関する法律第２９条により、農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日は議席番号８番「根岸　孝雄（ねぎしたかお）」委員より欠席の報告を受けております。出席農業委員は１４名中１３名で、定員数に達しておりますので総会は成立しております。出席を求めた農地利用最適化推進委員の出席人数は９名です。 お願い事項として、質疑等は挙手の後、許可を得て起立して、議席番号、氏名を名乗ってから行うようお願いいたします。次に、携帯電話はマナーモードに設定し、緊急以外は通話しないことをお願いいたします。 つづきまして日程１、議事録署名委員の指名ですが、席順により、議席番号１２番「長谷部良司（はせべりょうじ）」委員、１３番「永田宏」委員にお願いいたします。 それでは、日程に従い議事に入ります。 日程２、議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は３件の申請がありました。はじめに、申請番号１番について事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について、「申請人より農地法第３条の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。 農地の貸し借りや売り買いをするときは、農地法第３条に基づき農業委員会の許可を受ける必要があります。 それでは申請番号１番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号１番について読み上げ） 農地を取得するには３つの許可要件がございます。 １つ目は、借り手や買い手など、農地の権利を取得しようとする者、またはその世帯員等が、保有または借りている全ての農地を効率的に耕作する「全部効率利用要件」。 ２つ目は、権利を取得する者は農作業に従事する日数が原則、年間１５０日以上必要であることとされる「農作業常時従事要件」。 ３つ目は、地域において農地の集団化、農作業の効率化、その他、周辺の地域における農地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさないこととする「地域との調和要件」でございます。 今回の申請では、記載事項の内容から許可要件のうち「農作業常時従事要件」については、年間１５０日以上であることから要件を満たすと考えます。 残りの２要件、「全部効率利用要件」と「地域との調和要件」につきましては担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 また、「全部効率利用要件」に関する「経営農地の取扱い」について、補足で説明させていただきます。申請者から、登記地目が田畑であるが営農条件が悪く、耕作できない土地を所有している旨の申出があった際、小川町農業委員会では事務局が現地調査を行い、申出の内容と合致する現況を確認できた場合に限り、非耕作地として取扱うことがあります。この場合、非耕作地として取扱う土地を経営農地から除いて「全部効率利用要件」を確認することになります。 本件では、１筆の土地が非耕作地として取扱われております。事情としては、過去に耕作を試みたが、篠が生い茂ってしまうため畑として利用ができず、やむを得ず木を植えてシイタケの原木を採集しているとのことです。農業委員会として、農地でないならば現況に即した登記地目への変更手続きを行うよう指導しており、申請者から地目変更手続きを行う旨の申出を受けております。

第６回定期総会議事録

現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。
最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長　それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

岡本推進委員　はい。大河地区、推進委員の岡本です。着座にて報告をいたします。
８月２４日、９時に農業委員３名、推進委員２名、計５名でパトリアに集合し現地調査を行いました。
先ほど事務局の方からありました「全部効率利用要件」、「地域との調和要件」につきまして、現地における調査、聞き取り及び見分を行いました。
譲受人の現況ですが、全ての農地が適切に管理されていました。
「地域との調和要件」でございますが、当該農地の近隣住民の方からは不調和な声は聞かれておりません。
以上です。

議長　ありがとうございます。
岡本推進委員、総会を続けるにあたりまして最初にお願いした事項として、「質議等は挙手の後、許可を得て起立して」という項目がございますので、次からは起立をしてからの発言としていただきたいと思います。

岡本推進委員　大変失礼いたしました。申し訳ございません。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして申請番号２番について、事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局です。それでは申請番号２番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。

（申請番号２番について読み上げ）

今回の申請では、記載事項の内容から許可要件のうち「農作業常時従事要件」については、年間１５０日以上であることから要件を満たすと考えます。
残りの２要件、「全部効率利用要件」と「地域との調和要件」につきましては、担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。
最後に、調査区は大河地区になります。以上、説明とさせていただきます。

議長　それでは、調査担当区の大河地区委員より現地調査報告をお願いします。

第６回定期総会議事録

岡本推進委員	推進委員の岡本です。 ８月２４日、９時に農業委員３名、推進委員２名、計５名でパトリアに集合し現地調査を行いました。 ２番は、有機栽培もしくは自然栽培ですかね、そういう信念の下に栽培されておりました。これが現状かはわかりませんが、現在の所有者が３条の許可を受けようとしているのは分かりますけど、当該農地においては自然栽培の中での栽培が行われているように見受けられます。 併せて、譲受人の農地は水稲が良好な状態で栽培されておりました。 「全部効率利用要件」は適切な管理がされていると思います。 「地域との調和要件」につきましても、不調な声が聞こえませんので調和がとれていると思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号２番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、申請番号２番については可決、承認されました。ありがとうございました。 つづきまして申請番号３番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	事務局です。それでは申請番号３番について説明しながら、許可基準についてご説明していきます。 （申請番号３番について読み上げ） 今回の申請では、記載事項の内容から許可要件のうち「農作業常時従事要件」については、年間１５０日以上であることから要件を満たすと考えます。 残りの２要件、「全部効率利用要件」と「地域との調和要件」につきましては、担当地区委員の現地調査報告で確認をお願いします。 現地調査報告で補足説明がありましたら、よろしくお願いいたします。 最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
１１番　田中委員	議席番号１１番、田中が報告いたします。 ８月２３日、８時３０分に農業委員４名、推進委員３名、計７名で八和田公民館に集合し現地調査を行いました。 ３番は胡麻、大豆、さつま芋などが作付けされておりました。 譲受人の経営農地は水稲、胡麻、大豆、里芋、さつま芋、他１０種類くらいの野菜が作付けされていました。樹園地は管理されていました。 経営農地は効率的に耕作または管理されており、地域の農地や農作業に支障はありません。

第６回定期総会議事録

以上です。

議長　ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。

（質疑なし）

議長　他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号３番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長　全員賛成ですので、申請番号３番については可決、承認されました。ありがとうございました。
つづきまして日程３、議案第２号「農地法第４条第１項の規定による許可申請について」を上程いたします。今月は１件の申請がありました。申請番号１番について事務局より説明をお願いします。

事務局　事務局です。議案第２号、農地法第４条第１項の規定による許可申請について、「申請人より農地法第４条第１項の規定による許可申請があったので、その適否を諮る。」とのことです。
「農地法第４条第１項の規定による許可」は、農地所有者本人が行う権利移動を伴わない農地転用のことで、市街化調整区域内において農地を農地以外に変更したい場合には埼玉県知事の許可が必要になります。
今回は、市街化調整区域内の自己所有農地を農家住宅敷地に転用する申請となりますので、「農地法第４条第１項の規定による許可申請」の議案となります。当農業委員会においては、その適否を諮り、意見書を県知事に送付いたしますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
それでは、申請番号１番について読み上げさせていただきます。

（申請番号１番について読み上げ）

本議案は、令和７年６月総会にて可決、承認された第４条許可申請の申請地と同じ土地の案件です。６月総会で審議した内容に関しては、農家住宅の建て替えに伴い、都市計画法等の他法令との調整が必要だったことから、手続きが同時進行していた他法令の申請と内容を合わせ、他法令と同様の土地利用計画の転用許可申請でした。
今回は、前回申請地と同じ土地の残地部分ついて、ご審議いただければと思います。なお、今回の申請地につきましても、令和６年度に農用地区域からの除外が決定されております。
また、前回と今回の申請面積の合計が登記簿上の面積を超えていますが、どちらも実測値であることから、取扱いに関して許可権者への確認を行った上で、それぞれの申請において実測値を申請面積として取扱っております。
本申請は追認案件であり、新たに建築行為や造成工事を行うものではないため、工事資金は特にございません。
なお、本件の農地区分は、概ね１０ha以上の規模の一団の区域にある農地「第１種農地」に当たると判断されます。
最後に、調査区は八和田地区になります。以上、説明とさせていただきます。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。

第６回定期総会議事録

議長	それでは、調査担当区の八和田地区委員より現地調査報告をお願いします。
７番　島田委員	はい。議席番号７番、島田が報告いたします。 １番は、令和６年１１月の除外と令和７年３月の一部転用の申請に続き、今回で３回目の現地調査となります。 図面を見ていただくと、右側の細長い部分とその下に少しある部分を除外申請で承認されましたが、他の法令との関係ですべての転用ができず、前回は４㎡のみ転用の許可が出ています。 今回は、その残りを追認として許可していただきたいということです。 以前にもお話しましたが、何年間も宅地のつもりでいましたので、菊など小さな植木が植えてあります。大きな桜の木が一本ありましたが、今は伐採されております。 許可になっても現状が変わることはないかと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。 以上です。
議長	ありがとうございました。それでは、質疑に入ります。質問、意見のある方は挙手をお願いします。 （質疑なし）
議長	他に質疑がないようですので、採決に入ります。申請番号１番について、承認に賛成の方の挙手を求めます。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、申請番号１番については可決、承認されました。ありがとうございました。 なお、議案第２号の許可権者は埼玉県になりますので、本件は原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。 つづきまして日程４、報告第１号「農地法第５条第１項第６号の規定による届出について」を上程いたします。今月は４件の届出がありました。事務局より報告をお願いします。
事務局	はい。事務局です。 報告第１号、農地法第５条第１項第６号の規定による届け出について、「申請人より農地法第５条第１項第６号の規定による届出があったので報告する。」とのことです。 （申請番号１番から４番を順に報告） 以上、報告させていただきます。
議長	ありがとうございました。 次に「その他」について、議題として取り上げることはないでしょうか。 （挙手なし）
議長	ないようですので、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これをもちまして令和７年８月第６回小川町農業委員会総会を閉会いたします。閉会時間は午後２時５分です。